

緊急雇用創出事業基金事業
「日本花き生産者大会記念花のまちづくり事業」業務委託先募集要項

1 事業の趣旨

第53回日本花き生産者大会あいち（平成22年2月9日、10日）は、蒲郡市を始め県下9市町村で開催され、全国から1,000名近くの花の業界関係者が本県を訪れる。このため、本大会の開催にともない、会場周辺等にプランターを設置し、全国から来場する方々を花でお迎えし、日本一の花の生産県愛知を全国にPRするとともに、本大会を盛り上げる。また、これを機会に学校、公共施設等にプランターを配布し、各地域に花作りの輪を広げ、今後の愛知の花のまちづくりの推進を図る機会とする。

なお、この事業は、「愛知県緊急雇用創出事業基金」を活用して実施するもので、短期的な雇用・就業機会の創出を図ることを目指すものである。

(1) 第53回日本花き生産者大会あいちの概要

ア 開催日 平成22年2月9日（火）～10日（水）

イ 主催 第53回日本花き生産者大会あいち実行委員会

（愛知県、愛知県花き温室園芸組合連合会、愛知県経済農業協同組合連合会）

（社）日本花き生産協会

ウ 会場

式典会場：蒲郡市民会館（蒲郡市栄町）

視察会場：豊橋市、西尾市、豊川市、半田市、安城市、田原市、一色町、吉良町

2 業務内容

委託業務の内容は、短期的な雇用を活用し、第53回日本花き生産者大会あいちの会場周辺等に設置するプランター用の花苗を管理し、プランターを会場周辺等に設置する。大会終了後、プランターを撤去し、愛知県が指定した場所（下記（3）ウ）にプランターを輸送・配布等すること。

(1) 設置するプランターについて

プランター 3,000基

プランターに植栽する花の種類は、パンジー等開催期間中に開花する種類とする。

(2) 履行予定日

プランターの設置 平成22年2月8日（月）

プランターの配布 平成22年2月11日（水）から2月19日（金）まで

(3) 納入場所

ア 蒲郡駅、蒲郡市民会館（蒲郡市栄町）及びその周辺地域

イ 現地視察地周辺（豊橋市、田原市、豊川市、西尾市、安城市、半田市、一色町、吉良町）

ウ その他、愛知県が指定する場所。

上記市町内の学校、公共施設等

3 留意事項

- (1) プランターに植栽する花苗は、受託者が生産した苗を使用すること。
- (2) 設置時に、花は、開花している状態のものであること。
- (3) 打ち合わせ等は必要に応じて行うこととし、協議・確認事項については、受託者がとりまとめ、委託者の承認を得てから、両者が一通ずつ保管すること。

4 実績報告

委託業務を完了したときには、速やかに完了報告書及び雇用・就業の実績報告書を作成し、園芸農産課へ提出すること。

5 応募資格

次の条件をすべて満たすこととする。

- ア 業務の性質上、県と密接な連絡をとりつつ業務を進める必要があることから、愛知県内に本社をもつ業者であること。
- イ 会期中に花を開花する技術を有し、花苗の育成段階から雇用を活用する業務をする者。
- ウ 暴力団もしくは暴力団団員の統制下にある法人又は宗教活動若しくは政治活動を目的とした法人等でないこと。
- エ 愛知県から業務等に関して指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- オ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく会社更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

6 雇用活用にとまなう事業実施の要件等

(1) 緊急雇用創出事業実施要領に規定する要件

- ア 事業費に占める人件費割合が70%以上であり、かつ、事業に従事する全労働者に占める新規雇用する失業者の数の割合が4分の3以上であること。
- イ 新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。
- ウ 本委託業務で新たに雇用・就業することとなる労働者の雇用・就業予定期間は6か月未満とし、更新は、「更新して雇用した後も雇用期間の定めのない労働者として正式に雇用することに事業主が同意した者」に該当する場合には、その期間を1回限り更新できるものとする。
- エ 労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。
なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務履歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によること。
「失業者」とは、労働の意思・能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない者のことをいう。派遣労働者は、失業者にはあたらないが、登録型派遣労働者であって、常用雇用に向けて仕事を探していることを常態とする場合は、失業者に該当する。
- オ 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- カ 委託事業を実施する場合に取得する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとする。なお、

50万円未満の財産であっても、リース又はレンタルが可能なものについては、リース又はレンタルで対応すること。

キ 委託事業を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む）との併給はできないものとする。

(2) 県が定める要件

ア 新規雇用する失業者については、極力、県内の失業者とすること。また、新規雇用者は6人以上とすること。

イ 委託事業の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

ウ 委託事業の再委託は原則として不可とするが、事業の遂行上、県が必要と認める場合は可能であること。

エ 契約時に雇用予定者数、募集方法等について報告すること。また、事業完了時に雇用等に関する実績について報告すること。

なお、必要に応じて雇用状況等の調査（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等の閲覧等）を行う場合には協力すること。

7 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

12,155千円以内（消費税及び地方消費税込み）

(3) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の金額とする。

ただし、愛知県財務規則第129条の3各号のいずれかに該当するものは、契約保証金を免除とする。

(4) 契約期間

契約締結日から平成22年2月19日までとする。

(5) 委託費の対象経費

ア 人件費（委託先事業所の既存の従業者及び新規雇用者に支払われる給与や賃金、通勤手当、法定福利厚生費（雇用保険料、労働保険料、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料）の事業主負担分、消費税及び地方消費税等）

イ 物件費（交通費、資材費、消耗品費、通信運搬費、運搬・撤去費、消費税及び地方消費税等）

ウ 管理費（生育管理費用等）

(6) 委託費の支払条件

原則、精算払いとするが、必要に応じて概算払いを認めることとする。

8 応募方法等

(1) 事業提案書等の提出

ア 次の書類を1部提出する。

（ア）事業提案書（様式1）

（イ）決算報告書（直近3カ年）

（ウ）事業概要がわかる印刷物等の資料

- (2) 提出期限
平成 2 1 年 1 0 月 1 3 日 (火) 午後 5 時 (必着)
- (3) 提出方法
郵送もしくは持参
- (4) 応募に関する問い合わせ先及び提出先
〒 4 6 0 - 8 5 0 1
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
愛知県農林水産部園芸農産課花きグループ
担当 松井・鷹羽
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 4 1 9
F A X 0 5 2 - 9 5 4 - 6 9 3 2

9 選定事業者数
1 者

10 計画書の審査・選定

- (1) 審査方法
提出された事業提案書について、県が設置する審査委員会において別添審査基準に基づき審査する。審査委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じないものとする。
- (2) 決定
審査委員会の審査結果を踏まえて、県が採択する。
- (3) 通知
審査結果については、すべての応募者に対して郵送で通知する。

11 スケジュール (予定)

平成21年10月13日 (火)	事業提案書の提出期限
平成21年10月14日 (水)	審査委員会による審査
平成21年10月中下旬	委託先の決定、契約締結
契約日から	
平成22年 2 月19日 (金) まで	事業の実施
平成22年 2 月下旬	完了報告書及び雇用・就業の実績報告書の提出